

平成 29 年度島根大学大学院
教育学研究科入試問題（Ⅱ期）
《教育実践開発専攻（専門職学位課程）》
専門科目

注 意

- 1 問題紙は、指示があるまで開いてはならない。
- 2 問題紙 2 枚，解答用紙 2 枚，下書き用紙 1 枚である。
指示があつてから確認し，解答用紙と下書き用紙の所定の欄に受験番号を記入すること。
- 3 解答は，解答用紙に清書すること。
- 4 問題用紙は，持ち帰ること。



《教育実践開発専攻》

専門科目 問題紙 1

1. 以下の (1) から (6) の文章の (ア) ~ (シ) に当てはまる語句を答えなさい。

- (1) 教育基本法の第一章は、「教育の目的 (第一条)」「教育の目標 (第二条)」と「(ア) の理念 (第三条)」「教育の (イ) (第四条)」によって構成されている。
- (2) 共生社会の実現に向けて、障害のある者と障害のない者が可能な限り共に学ぶ仕組みを作ることが志向されている。このような教育を、(ウ) 教育という。平成 26 年 1 月 20 日に、日本国が批准した「障害者の権利に関する条約」では、「障害に基づく (エ)」について、「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限」を示すものとして定義している。
- (3) 第 4 次産業革命を想定し、文部科学省は「小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成と (オ) 教育に関する有識者会議」を開催した。同会議において、(オ) はコーディングを覚えることを目的とするものではなく、時代を超えて普遍的に求められる力としての (オ) 的思考などを育むことが目的であるとした。
- (4) 平成 20 年・21 年に公示された現在の学習指導要領では、特に「(カ) の充実」が重視された。(カ) は、国語科で行うだけではなく、国語科で培った能力を基本にそれぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、充実させることが求められたものである。これが重視された背景には、知識が社会や経済の発展を駆動する基本的な要素となる (キ) 社会の到来や、(ク) 化の進展など、社会の急速な変化があった。
- (5) 学校教育法第一条で定められている学校には、小学校、中学校、高等学校、大学のほかに、(ケ) (コ) (サ) などがある。(ケ~サは順不同)
- (6) 平成 28 年 12 月に示された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、その第 2 章において、教育の将来像を描くために「(シ) 年の社会と子供たちの未来」について述べられている。

2. 以下の（ア）～（エ）について、いずれかの語句を一つ選び、簡潔に説明しなさい。
なお、選んだ語句を解答用紙に記入しなさい。

（ア）

- (1) アクティブ・ラーニング
- (2) カリキュラム・マネジメント

（イ）

- (1) レディネス
- (2) 形成的評価

（ウ）

- (1) 完全習得学習
- (2) 発見学習

（エ）

- (1) 発達の最近接領域
- (2) 忘却曲線

3. 以下の問いに答えなさい。

- (1) 平成 28 年 12 月 21 日、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を答申した。答申の中で、これからの学校教育においては、「生きる力」を現代的な意義を踏まえてより具体化し、教育課程を通じて確実に育むことが求められているとしている。そこで、まず、「生きる力」とは何か具体的に説明しなさい。その後、次の言葉との関連について、あなたの考えを示しなさい。

資質・能力

- (2) 平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行された。本法では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めている。学校においても、本法に基づき合理的配慮が提供されなければならない。そこで、車いすを使用している肢体不自由の児童生徒が入学すると想定した、学校における合理的配慮の例を示しなさい。